

岐阜県「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」
運営事業委託業務プロポーザル募集要項

令和8年8月31日
岐阜県農政部農産物流通課

目 次

第1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
5	委託団体数	
第3	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続き等	
第4	評価に係る事項・・・・・・・・	6
1	評価方法等	
2	評価項目及び評価基準	
3	最優秀提案者の選定	
4	評価結果の通知・公表	
5	プロポーザル評価会議	
第5	契約に係る注意事項・・・・・・・・	7
1	契約の締結	
2	電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認	
3	知的財産権の帰属	
第6	業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・	8
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
5	立入検査等	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・	8
1	受託者の責に帰すべき事由等により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他・・・・・・・・	9
第9	問い合わせ先及び各種書類の配布・提出先・・・・・・・・	9

岐阜県「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」
運営事業委託業務 プロポーザル募集要領

第1 目的

岐阜県の農業や食、地場製品の魅力に加え、観光情報・移住定住情報を総合的に発信するとともに、消費者目線に立った商品開発や販路開拓の支援を行うことを目的に、県が名古屋栄オアシス21施設内に設置する岐阜県「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」の運営管理を委託するもの。

第2 業務内容

1 委託業務名

岐阜県「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」運営事業委託業務
※以下、「本業務」という。

2 業務内容等

別紙仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和12年3月31日

4 委託費の上限

0円（消費税及び地方消費税込み）

5 委託団体数

1事業者

第3 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又はその他法人格を有する法人（以下、「法人等」という。）、又は複数の法人で構成される団体（以下、「共同体」といいう。）であって、次の要件をすべて満たす者としします。

また、共同体にあっても、代表構成員を含むすべての構成員が次の（10）及び（11）を除く要件を満たす必要があるものとし、（10）及び（11）については、共同体のいずれかの構成員がこれを満たす必要があるものとしします。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- (2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア) 破産者で復権を得ない者
 - イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要項」に基づく資格停止措置を受けていないこと。又は、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) プロポーザル参加申込時点で、県税等の公租公課について、未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (9) 法令等の規定による官公署の免許、許可または認可を受ける必要がある事業提案を行う場合には、当該免許、許可、認可を受けている、あるいは受ける見込みがあること。
- (10) 過去3年以内に同規模程度の食品販売の店舗運営業務の実績があること。
- (11) 過去3年以内に SNS 等による情報発信業務の実績があること。

2 企画提案書の作成

委託業務仕様書に基づき、以下の項目について、事業の企画を様式2に沿って作成してください。

企画提案書は、原則として日本工業規格A4縦型（一部A3判資料折込使用可）で作成し、使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 事業実施方針
- (2) 実施体制（人員体制、スタッフの経歴・資格等）
- (3) 業務内容に関する企画の提案
- (4) 実施スケジュール
- (5) 収支計画
- (6) 店舗運営及び情報発信に関する過去３年以内の実績がわかる資料
- (7) その他提案者の能力・実績

３ プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和８年８月３１日（月）～９月１８日（金）午後５時
② 募集要項等に関する質問受付	令和８年８月３１日（月）～９月２５日（金）午後５時
③ プロポーザル参加申込受付	令和８年８月３１日（月）～１０月２日（金）午後５時
④ 現地説明会の申込（希望者のみ）	令和８年８月３１日（月）～９月８日（火）午後５時
⑤ 現地説明会（希望者のみ）	令和８年９月１７日（木）
⑥ 企画提案書受付期間	令和８年８月３１日（月）～１０月９日（金）午後５時
⑦ 評価会議	令和８年１０月下旬（予定）
⑧ 評価結果の通知・公表	令和８年１０月下旬（予定）

(2) 募集要項の配布

ア) 配布日時

令和８年８月３１日（月）から９月１８日（金）午後５時まで

イ) 配布場所

原則、以下のページからダウンロードにより入手してください。

岐阜県公式 Web サイト (<https://www.pref.gifu.lg.jp>)

トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル

ダウンロードができない場合は、農産物流通課にてお渡しいたします。

(3) 募集内容に関する質問書の受付及び回答の公表

ア) 質問書受付期間

令和８年８月３１日（月）から９月２５日（金）午後５時まで

イ) 質問書提出方法

企画提案に参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書（別紙１）を農産物流通課宛てに、原則、電子メールにファイル（形式はMicrosoft Word）を添付して提出してください（件名に委託業務名を記載すること）。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※電子メールにより提出できない場合は、郵送又はファックスで提出願います。

ウ) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、募集要項配布と同ページにて公開します。

(4) 現地説明会（希望者のみ）

ア) 受付期間

令和8年8月31日（月）から9月8日（火）午後5時まで

イ) 日時・場所

令和8年9月17日（木）13時30分から（予定）

ウ) 提出方法

現地説明会の参加希望者は、現地説明会参加申込書（別紙2）を、農産物流通課あてに、原則、電子メールにファイル（形式はMicrosoft Word）を添付して提出してください（件名に委託業務名を記載すること）。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※電子メールにより提出できない場合は、郵送又はファックスで提出願います。

(5) プロポーザル参加申込書の受付

ア) 受付期間

令和8年8月31日（月）から10月2日（金）午後5時まで

イ) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（別紙3）
- ② 共同体構成員届出書（別紙3の2）（該当する場合のみ）
- ③ 共同体協定書（別紙3の3）（該当する場合のみ）
- ④ 共同体委任状（別紙3の4）（該当する場合のみ）

ウ) 提出方法

受付期間内に、農産物流通課まで持参又は郵送にて提出してください。

(6) 企画提案書等、書類の受付

ア) 受付期間

令和8年8月31日（月）から10月9日（金）午後5時まで

イ) 提出書類

- ① 企画応募書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 法人概要書（様式3）
- ④ 履歴事項全部証明書（発行日から60日以内のもの。）
- ⑤ 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- ⑥ 誓約書（様式4）
- ⑦ SDGsへの取組みについての報告様式（様式5）
- ⑧ その他企画提案内容の説明に必要な資料

※共同体の場合は、③から⑦について全ての構成員の分を提出してください。

ウ) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

エ) 提出方法

受付期間内に、農産物流通課まで持参又は郵送により提出してください。

(7) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 募集要項に違反すると認められる場合
- ⑤ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ 他の提案者と応募の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑦ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑧ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

ウ) 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

オ) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ) 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案の参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

キ) その他

- ① プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- ② プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ③ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）

に基づく情報公開請求の対象となります。

- ④ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議前日の正午までに、辞退届（様式自由）を農産物流通課に持参又は郵送により提出してください。なお、持参による受付は、受付時間の間とします。
- ⑤ プロポーザル参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法等

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」運営事業委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、最優秀提案者の選定にあたっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

(1) 各構成員は、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、提案毎に点数評価を行う。

(2) 構成員毎に評価点の高い順から下記のとおり順位点を付す。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	…
順位点	1	2	3	4	5	…

(3) 構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とする。

(4) (3) の場合においても、各構成員の評価点数の合計が満点の60パーセントに満たない提案者は選定から除外する。

(5) (3) の場合においても、各構成員の過半数が、審査基準の同一審査項目及び評価内容について、配点基準の最低点を付した提案者は、選定から除外する。

(6) 順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定する。

(7) 提案者が1者のみの場合は、各構成員の評価点の合計が満点の60パーセント以上の評価を得た場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、60パーセント未満の場合は再度公募を実施するものとする。

2 評価項目及び評価基準

別表のとおり

3 最優秀提案者の選定

上記の評価項目及び評価基準に基づき、評価会議において総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

4 評価結果の通知・公表

評価結果は、選定・非選定に関わらず、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の内容について岐阜県ホームページで公表します。

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

- (1) 最優提案者の名称・評価点
- (2) 全提案者の名称（申込み順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順）

※提案者の名称は秘匿。なお、提案者が2者の場合には公表しないこととします。

- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

5 プロポーザル評価会議

- (1) 開催日時

令和8年10月下旬（予定）

- (2) 開催場所

岐阜県庁（予定）

- (3) 企画提案の所要時間

ア) プレゼンテーション 20分以内

イ) 評価会議構成員からの質疑 15分程度

- (4) 注意事項

ア) 開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は後日通知します。

イ) プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません、

ウ) プロポーザル参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

エ) 指定の時間に遅れた場合、評価対象とはいたしません。

オ) プレゼンテーションの参加人数は3名以内としてください。

第5 契約に係る注意事項

1 契約の締結

契約の締結は、選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、令和8年10月下旬を目処に契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終決定します。

2 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、県より電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの意向確認を行います。なお、電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県宛てに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

3 知的財産権の帰属

委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として、委託元である岐阜県に帰属するものとします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び仕様書別紙1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできません、また、業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合があります。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、本業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由等により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、または物販の売り上げ等事業効果が著しく低いと認められる場合については、受託者の運営に対する経営改善等に対する従前の取組内容、収支報告等について改善する余地が無いと県が判断した時のみ、県は契約の取消ができるものとします。この場合、県に損害が生じ

た場合は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は店舗建物を受託者の責により、良好な状態にして退去するとともに、店舗の運営状況等必要な事項の引き続きを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を停滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の配布・提出先

岐阜県農政部農産物流通課 販売戦略係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁13階）

TEL 058-272-1111（内線4062）

FAX 058-278-2682

電子メール c11444@pref.gifu.lg.jp

※農産物流通課での配布及び持参による提出は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までの間に受け付けます。郵送の場合は、期間内に必着とするようにしてください。